

後見関係事件申立費用一覧表

横浜家庭裁判所

※申立手数料と登記手数料は、別々に準備してください。

成年後見等開始に関する審判事件

事 件 名	必 要 な 費 用
後見開始（成年後見）	・郵便切手 500円×3枚、100円×7枚、84円×10枚、50円×10枚、10円×10枚、5円×4枚、1円×10枚 合計3,670円
	・収入印紙 （申立手数料として）800円分 （登記手数料として）2,600円分
保佐開始	・郵便切手 500円×5枚、100円×7枚、84円×10枚、50円×10枚、10円×13枚、5円×4枚、1円×10枚 合計4,700円
	・収入印紙 （申立手数料として）800円分 （登記手数料として）2,600円分
補助開始	・郵便切手 500円×5枚、100円×7枚、84円×10枚、50円×10枚、10円×13枚、5円×4枚、1円×10枚 合計4,700円
	・収入印紙 （申立手数料として）800円分 （登記手数料として）2,600円分

同意権・代理権付与審判事件（取消含む）

事 件 名	必 要 な 費 用
同意を得なければならない行為の定め・代理権の付与	・郵便切手（※保佐・補助の開始と同時に申し立てるときは不要） 500円×2枚、210円×2枚、140円×1枚、100円×1枚、84円×10枚、10円×16枚、5円×6枚 合計2,690円分
	・収入印紙 （申立手数料として）それぞれ800円分 （登記手数料として ※保佐・補助の開始と同時に申し立てるときは不要） 1,400円分

未成年後見に関する審判事件

事 件 名	必 要 な 費 用
未成年後見人選任	・郵便切手 500円×3枚、100円×6枚、84円×10枚、50円×2枚、10円×15枚、1円×10枚 合計3,200円分
	・収入印紙 （申立手数料として）未成年者1名につき 800円分

任意後見契約法に規定する審判事件

事 件 名	必 要 な 費 用
任意後見監督人選任	・郵便切手 500円×3枚、84円×10枚、50円×20枚、10円×8枚、5円×4枚、1円×10枚 合計3,450円
	・収入印紙 （申立手数料として）800円分 （登記手数料として）1,400円分